

(本試験分析会・民事系)

確立したい思考起点 (民事系)

0 各科目共通

事実の整理は慎重に (人ごと取引ごと、時系列も加味して)

1 民事実体法

- (1) 原告の立場でまず訴訟物の確定と条文・判例に基づき、その請求原因充足性の検討
※会社法では訴訟要件も必要
※訴訟物は、物権的か債権的かが基本+株主権等地位に基づく請求 (会社法)
※要件に関わる定義も重要、時的要素の意識も持つ
- (2) 被告の立場で反論 (否認か抗弁か) を考え、抗弁なら充足性の検討
※抗弁は、法律要件分類説を念頭に、権利の発生障害・消滅・行使阻止
- (3) 再反論以下は必要に応じて

2 民事訴訟法

結論を左右する基本概念 (原理・原則・条文・判例) について、その趣旨や根拠にまで遡った検討をする ←課題型ゆえ、誘導に乗ることが大事

3 その他基本姿勢

- (1) 判例の射程論 →判例の理由付けが当該事案にも妥当するかの検討
- (2) 条文解釈 →特段の事情のない限り判例の立場で
- (3) 論点を探さず、当事者の主張を条文・判例の要件に則して組み立てる意識

普段の論文検討では、こういった思考起点から思考する訓練を。
但し、出発点は条文と当事者。困ったときのよりどころ



0 001221 165998

LU16599